

令和2年2月27日
令和2年3月27日改訂
令和2年4月8日改訂
令和2年4月28日改訂
令和2年6月1日改訂
令和2年9月1日改訂
遠賀町新型コロナウイルス感染症対策本部

遠賀町のイベント開催に関する基本方針（改訂版）

新型コロナウイルス感染症対策について、都市部を中心に感染拡大が収束しない中、県内においても引き続き感染者が確認されています。遠賀町のイベント等の開催について、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や県内の感染状況等を踏まえ、次のとおり、町主催等のイベント等について町としての基準を改めました。

1. イベント等の開催基準の目安

- (1) 町内において広域的かつ不特定多数が集まる大規模イベント等の開催については、引き続き原則中止または延期とします。
- (2) 上記以外のイベント・行事等については以下の基準を開催判断の目安とし、次項の感染防止策を講じたうえで実施可能とします。ただし、感染防止対策が満たされない場合やクラスターが発生するおそれがある場合、「三つの密（密閉・密集・密接）」が発生する場合は、開催の中止や延期など慎重な対応を行います。

【基準】

①屋内では各施設の収容定員の半分以下の参加人数とすること

②屋外で会場の広さに応じて、人と人との距離（2mを目安）を確保すること

※上記の基準を満たすイベントであっても、イベントの形態や場所によって、リスクが異なることに十分留意すること。

※密閉された空間において大声での発声・声援、歌唱やダンス又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の目安にかかわらず、開催にあたってはより慎重に検討すること。

2. イベント等を開催する際の感染防止対策

- (1) イベント等を開催する場合は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（公益財団法人日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会作成）」及び「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会作成）」並びに各業種（種目）ごとに各団体が作成しているガイドラインを参考に、各イベントの開催状況に応じ、適切な感染症対策を講じること。
- (2) イベントを開催する場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。なお、アプリを活用した接触確認は、接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、スマートフォンアプリ「COCOA」のダウンロードを推奨する。

3. 適用の期間および町主催以外のイベント等の開催について

適用の期間は当分の間とし、町主催以外のイベント等にも適用し、主催者に協力を求めるものとする。